

仕 様 書

- 1 件 名 農薬類水質検査業務委託
- 2 履行場所 盛岡市上下水道局 浄水課 水質管理センター
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
- 4 業務内容

(1) 検査項目

水質管理目標設定項目15 農薬類のうち、別表の農薬類水質検査対象一覧表に掲げる70項目とする。

(2) 実施時期及び採水場所

下表のとおり、各浄水場の原水及び浄水（浄水は中屋敷浄水場を除く。）の計7か所で採水することとする。

なお、具体的な採水日程は発注者と受注者双方協議のうえ、決定する。

浄水場名	採水場所	第1回	第2回
米内浄水場	米内川取水口	令和8年6月頃 【70項目】	令和8年8月頃 【70項目】
	浄水池		
沢田浄水場	築川取水口		
	浄水池		
新庄浄水場	中津川取水口		
	配水池		
中屋敷浄水場	雫石川取水口	—	

(3) 採水及び試料の引渡し

採水は発注者が行い、その後速やかに受注者へ引き渡すこととする。

なお、業務に必要な採水容器、保冷剤、クーラーボックス等の採水用具は、受注者が用意するものとし、採水に先立って水質管理センターに搬送し、その際、必要に応じて採水者に対し採水方法等の説明を行うこと。

(4) 検査方法

厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発1010001号。以下「水道課長通知」という。）の別添4「水質管理目標設定項目の検査方法」の「目標15 農薬類」に示す方法によること。ただし、事前に妥当性が確認され、下記(5)の検査精度を確保できる方法を用いる場合は、この限りでない。

(5) 定量下限値及び検査精度

水道課長通知の別添4「水質管理目標設定項目の検査方法」の別紙2「農薬類（水質管理目標設定項目15）の測定精度」に示すとおりとする。

(6) 高濃度試料との同時取扱いの禁止

排水、下水その他これらに類する試料と当業務で採水した試料は、前処理を含み同時に取り扱わないこと。ただし、河川及びダム貯水池等の環境水は、この限りでない。

(7) 報告書

受注者は、第1回及び第2回採水後おおむね1か月以内に、次のとおり検査結果報告書及び検査結果の根拠となる資料を提出すること。ただし、測定値に異常が見られた場合は直ちに報告すること。

ア 検査結果報告書

検査結果及び目標値を記載すること。

イ 検査結果の根拠となる資料

測定日、試料名、検量線（相関係数、決定係数を含む。）、クロマトグラム等の測定チャート及び濃度計算書等を添付すること。

5 その他

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を任意の様式により作成し提出すること。

ア 現場責任者届

イ 内部精度管理報告書

ウ 検査方法の妥当性を証明する書類（妥当性評価書等）

(2) 受注者は、業務完了後、速やかに業務完了届を提出すること。

(3) 本仕様書に記載する以外の事項等について疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方協議のうえ、決定するものとする。

(別表) 農薬類水質検査対象一覧表

通し番号	農薬番号	農薬名
1	1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)
2	3	2,4-D (2,4-PA)
3	6	アシュラム
4	7	アセフェート
5	8	アトラジン
6	11	アラクロール
7	12	イソキサチオン
8	15	イソプロチオラン (IPT)
9	16	イプフェンカルバゾン
10	18	イミノクタジン
11	21	エトフェンプロックス
12	23	オキサジクロメホン
13	24	オキシ銅 (有機銅)
14	28	カルタップ
15	29	カルバリル (NAC)
16	31	キノクラミン (ACN)
17	32	キャプタン
18	34	グリホサート
19	35	グルホシネート
20	38	クロルピリホス
21	39	クロロタロニル (TPN)
22	40	シアナジン
23	41	シアノホス (CYAP)
24	42	ジウロン (DCMU)
25	43	ジクロベニル (DBN)
26	44	ジクロルボス (DDVP)
27	45	ジクワット
28	46	ジスルホトン (エチルチオメトン)

通し番号	農薬番号	農薬名
29	47	ジチオカルバメート系農薬
30	48	ジチオピル
31	49	シハロホップブチル
32	50	シマジン (CAT)
33	51	ジメタメトリン
34	52	ジメトエート
35	53	シメトリン
36	54	ダイアジノン
37	55	ダイムロン
38	56	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート (MITC)
39	57	チアジニル
40	58	チウラム
41	59	チオジカルブ
42	60	チオフアネートメチル
43	61	チオベンカルブ
44	62	テフリルトリオン
45	63	テルブカルブ (MB PMC)
46	67	トリフルラリン
47	69	パラコート
48	71	ピラクロニル
49	75	ピリブチカルブ
50	76	ピロキロン
51	78	フェニトロチオン (MEP)
52	80	フェリムゾン
53	82	フェントエート (PAP)
54	83	フェントラザミド
55	84	フサライド
56	85	ブタクロール
57	89	プレチラクロール

通し番号	農薬番号	農薬名
58	93	プロピザミド
59	94	プロベナゾール
60	95	ブロモブチド
61	96	ベノミル
62	98	ベンゾビシクロン
63	100	ベンタゾン
64	101	ペンディメタリン
65	104	ベンフレセート
66	107	メコプロップ (MCP)
67	109	メタラキシル
68	110	メチダチオン (DMTP)
69	111	メトミノストロビン
70	112	メトリブジン

注1) 1,3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、イソキサチオン、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP) 及びメチダチオン (DMTP) の濃度については、それぞれのオキソン体の濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注4) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注5) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注6) ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。

注7) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。